

平成 29 年 9 月 4 日

都市機能・新庁舎建設特別委員会の審査報告

(平成 29 年 8 月 21 日開催)

都市機能・新庁舎建設特別委員長

宇田川好秀

8 月 21 日に開催されました当委員会の審査概要について、ご報告申し上げ  
ます。

はじめに、報告事項の 1 「中核市移行に向けた取組み状況について」報告を求  
めましたところ、次のような説明を徴しました。

法定手続きの進捗については、去る、平成 29 年 3 月 24 日、3 月市議会定  
例会において中核市指定の申出に係る議案が可決され、その後、埼玉県議会  
の同意及び埼玉県知事から川口市長への同意書の交付を受け、7 月 25 日に  
川口市長から総務大臣あてに中核市指定の申出を行なったところであるとの  
こと。

今後は、手続きが順調に進んだ場合には、国での閣議決定を経て、11月上旬に、中核市に指定する旨の政令が公布される予定であること。

中核市移行に伴う条例の整備については、移譲事務の執行にあたり必要な条例について行うこととし、現時点での件数は、新たに制定するものが42件、一部改正をするものが10件、廃止するものが4件の合計56件を予定しているとのこと。

市保健所の整備状況については、まず川口保健所について、埼玉県が、平成29年5月31日に株式会社花形設計と改修工事の実施設計に関する委託契約を締結し、8月31日までを委託期間として設計を行なっているとのこと。

また、動物管理施設については、株式会社中島建業等と平成29年7月14日に契約を締結し、工事に着手したところであり、工事期間は、平成30年3月16日までであるとのこと。さらに、鳩ヶ谷庁舎6階、7階に整備している検査施設については、平成29年5月に内装解体工事が完了し、6月から空調及び排水設備等を施工しているところであり、10月31日までを工事期間として、現在、完成に向けて順調に進んでいるとのこと。

市保健所の運営体制については、埼玉県から平成30年4月1日に移譲される事務の協議が整ったことから、組織及び所掌する事務について、検討しているとのこと。

組織名称については、従来は6課を新設する予定であったが、その内、健康増進課と地域保健課については現時点では、名称を保健センターに戻し、再検討しているとのことでありました。



以上のような説明に対して、中核市移行に伴い、県から移譲される事務にかかる条例の制定及び改廃により、従来と比較して、基準や事務手数料を変更するものがあるかについて問われ、これに対して、基本的には、現在、県が定めている基準及び手数料に変更は生じないが、認可保育所の保育士の配置基準など、既に、市で県と異なる基準を採用している項目については、市の基準を用いて条例を制定するものがあるとのことでありました。

このほか、条例の制定及び改廃に伴うパブリックコメントの実施状況について、動物管理施設の整備の進捗状況の詳細について等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

報告事項の2「川口市産業振興指針等の改定について」報告を求めましたところ、  
次のような説明を徴しました。

川口市中小企業振興条例に基づき、平成23年4月に施行した川口市産業  
振興指針は、施行後6年が経過し、市内中小企業を取り巻く状況が変化して  
いることから、市内事業者の現状を踏まえた、幅広い業種を対象とする新し  
い施策の方向性を定める指針となるよう改定を行うものであるとのこと。

この指針に基づき制定されている川口市産業振興指針実施計画について  
も、新たな施策の方向性に基づき、既存事業の見直し及び新規施策の検討な  
ど、指針と併せて改定を行う予定であること。

施行期日は、川口市産業振興指針及び実施計画とともに、平成30年4月を  
予定しているとのこと。

指針の改定にあたっては、「市内産業の振興に関する懇談会」を設置したほ  
か、アンケート調査、市内産業団体との意見交換会の開催、企業訪問ヒアリ  
ング等の実施による市内事業者からの現状の把握、及び事業者からの意見の  
聴取、更には、既存の事業の効果についての検証といった取組みを実施する

予定であるとのこと。

また、これらの取組みの結果を踏まえた指針の改定の方向性については、  
1点目として、既存事業の見直し及び新たな施策、2点目として、第5次川  
口市総合計画及び川口市まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた施策、  
3点目として、地域経済の強化、好循環を創出するための施策の拡充、4点  
目として、中核市移行を見据えた医療、介護、福祉も含めた幅広い分野の事  
業者を対象とする施策、5点目として、市内で事業継続していくための施策、  
6点目として、小規模事業者に対するきめ細やかな施策、7点目として、事  
業者の自助の取り組みとの連携による共助のまちづくりの模索の7点を検討  
していくとのこと。

「市内産業の振興に関する懇談会」は、17人の委員で構成されており、  
第1回の懇談会を平成29年6月29日に実施し、市内産業の現状等の報告  
及び産業振興指針等の現状と改定の意味について、認識を共有したこと。

また、平成29年度中に計5回の開催を予定しており、市が実施するアン  
ケート調査、市内産業団体との意見交換会及び企業ヒアリングの結果につい

て意見を述べる予定であるとのこと。市はこれらの意見を踏まえ、指針の素案を策定し、パブリックコメントを実施したうえで、平成30年2月頃には指針の原案を策定する予定であるとのことありました。



以上のような説明に対して、現在実施しているアンケート調査の対象企業数について問われ、これに対して、毎年四半期ごとに実施している企業動向調査の対象企業1,000社に加え、現状の本市産業分類の比率から算出した各業種に属する企業1,500社の合計2,500社であるとのことありました。

このほか、アンケート調査の内容について、現行の実施計画にある地域貢献事業者認定事業に基づく新たな融資制度を創設した成果について等、質疑応答の後、本報告を終了し、委員会審査を終了しました。